

第4章

施策の展開





第4章 施策の展開

第1節 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行



施策の方向

1. 持続可能な地域共生社会づくりの推進

【現状】

本市の人口は、減少の一途をたどることが予想されており、10年、20年後のまちづくりの担い手となる子どもを地域や社会全体で育てることが喫緊の課題となっています。

持続可能な社会を実現するためには、環境教育・学習を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていける地域づくりが必要です。

このような中、本市において、現在、学校教育を中心に取り組んでいるESDは、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための学びであり、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後は社会教育においても、地区公民館を中心に積極的な事業展開が求められます。

更に、これからのまちづくりでは、急激な人口減少、高齢化の進展を背景として、「高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること」「財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること」が大きな課題です。このため、本市では、今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを進めていくための計画を策定しています。また、空き地及び空家等の予防、利活用、適正な管理及び除却の促進により、市民が安心して安全に暮らすことができる魅力ある生活環境の形成を目指します。

【SDGs 未来都市について】

本市はこれまで、ESDによる持続可能な社会を創る担い手の育成などに取り組んできました。

今後さらに「SDGs/ESDのまち・おおむた」として、国内外に向けた情報発信を進めるとともに、国内はもとより、全世界におけるSDGs実現に向けた取組に貢献することを目指していきます。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 各主体の情報提供や連携等のネットワークを構築します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に関する情報発信、講座等に参加・協力します ・市が発信する情報に関心を持ち、積極的に情報を取得します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に関する情報発信、講座等に取り組みます ・団体間の交流促進に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の取組に協力します ・市民活動に関する情報発信、講座に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるように、情報発信、講座の開催及び団体間の交流促進に取り組みます。 ・ボランティアをしたい人とボランティアを求める団体とのマッチングに取り組み、市民活動の促進を図ります

(2) コンパクトシティの推進および公共交通の利用を促進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の役割と責任を認識しつつ、協力しながらまちづくりに取り組みます ・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりに取り組みます ・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携による展開に協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりに取り組みます ・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携による展開に協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「立地適正化計画」に基づき、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します ・「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます

(3) 持続可能な地域づくりを推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による地域づくり活動に参加します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による地域づくり活動との連携した啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による地域づくり活動との連携した活動に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次空き地及び空家等対策計画」に基づき、利用可能な空家の利活用を促進します ・住民による地域づくり活動との連携した活動を推進します。

(4) 地域の環境について学びを進めます

市民	・地域の環境に関心を持ちます
市民団体	・地域の環境や環境配慮活動についての情報を収集し、広く提供します
事業者	・地域の環境や市民活動に関心を持ち、活動を支援します
市	・学校教育や社会教育において、環境教育・学習を進めます ・地域の環境や環境保全活動について情報を収集し、広く提供していきます ・市民・市民団体・事業者と協働して、大牟田の環境について学び、ふれあう機会を創出します

(5) 地域における環境の担い手づくりを進めます

市民	・家庭や地域で環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市民団体	・地域で環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
事業者	・地域の環境教育・学習に参加・協力します ・社内での環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市	・教育機関等と連携し、環境保全の中心となる人材の育成を進めます ・機器や資材の貸出など、市民等の環境教育・学習を支援します

(6) 地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

市民	・地域の環境に関心を持ち、環境保全活動に参加・協力します
市民団体	・多様な主体と協働できる体制づくりに取り組みます ・多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
事業者	・多様な主体と協働できる体制づくりに取り組みます ・多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
市	・ホームページや SNS 等を活用し、地球温暖化問題等を身近な問題として捉えてもらえるような情報発信を行います ・市民・市民団体・事業者・行政等が協働できる仕組みづくり（環境ネットワークの形成）を進めます ・環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます ・環境活動団体の結成や環境保全活動を支援します ・環境保全協定等の締結を進めます

2. 農林水産業の振興と持続性の確保

【現状】

本市では、農業、漁業ともに従業者の高齢化が進み、担い手不足が顕著になっています。このため、新規従業者や後継者等が将来の担い手として意欲をもって就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。

農業では、水路・農道・ため池等が老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも施設改良や整備を行う必要があります。

また施設維持や環境保全等の活動が低下傾向になっているため、支援が必要となっています。そのため、農業の生産条件が不利な中山間地域を対象として、中山間地域のほ場整備を行っています。

漁業では、海苔の養殖については概ね安定していますが、魚介類の資源は不安定な状況にあるため、有明海の漁場環境の改善を図る必要があります。

今後も農林水産業の振興と持続性の確保を目指します。

【みどりの食料システム戦略】

我が国の食料・農林水産業は、気候変動やこれに伴う大規模自然災害、生産者の高齢化や減少等の生産基盤の脆弱化、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化への対応など大変厳しい課題に直面しています。

一方、様々な産業で、SDGs や環境への対応が重視されるようになり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応していく必要があること、また、国際的な議論の中で、我が国としてもアジアモンスーン地域の立場から、新しい食料システムを提案していく必要があることから、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務の課題となっています。

このため、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」を策定しました。

みどりの食料システム戦略 (概要)
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
 Measures for advancement of Digitalization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの脆弱化
- SDGsや環境への対応強化
- 国際的・グローバルな課題
- 農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と数値的取組方向

- 2050年までに目指す姿
 - 農林水産業でCO2削減に貢献する生産者の増加
 - 肥料の削減、農薬の削減、総合的な資源管理の推進
 - 輸入原料削減の取組
 - 2030年までに食料供給の健全な生産を確保し、生産力向上
 - 2030年までに食料供給の健全な生産を確保し、生産力向上
 - 2050年までに食料供給の健全な生産を確保し、生産力向上
- 数値的取組方向
 - 2050年までに食料供給の健全な生産を確保し、生産力向上
 - 2050年までに食料供給の健全な生産を確保し、生産力向上
 - 2050年までに食料供給の健全な生産を確保し、生産力向上

期待される効果

- 経済: 持続可能な生産基盤の構築
- 社会: 農業者の豊かな生活
- 環境: 持続可能な環境の継承

みどりの食料システム (具体的な取組)
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

調達

1. 農材・エネルギー調達における脱輸入、脱炭素化・環境負荷軽減の推進
2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

生産

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域の炭素化・水酸化等、資材のグリーン化
- (3) 地域にやさしいスーパー・店舗等の開発・普及
- (4) 動物・森林・海産物の資源の長期・大量生産
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

消費

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 畜産の畜産化、畜引の大型化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

流通

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への代替や供給体制の確保
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存・長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 数値化・継承・継承に配慮した食品産業の競争力強化

期待される取組・技術

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改良品種・劣悪種からの肥料効果の回収・活用
- 新たなサプライチェーン (近型等) の活用拡大
- 持続可能な食料供給の確保
- デジタル農業 (スマート農業) の活用拡大
- バイオ炭の農地投入技術
- フードロス削減・削減、人工林資源の効率的な活用
- 水産資源の適切な管理
- 加工・流通システムの確立

【施策と各主体の主な取組】

(1) 魅力ある農業を振興します

市民	<ul style="list-style-type: none">・農産物直売所等で、できるだけ地元の食材を購入します・森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します・農地の保全活用を理解し協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・農産物直売所などで出荷者や各種イベントへの情報提供に取り組みます・樹木の枝打ち・間伐作業など、森林を守るためのボランティアや農業体験に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・休耕田などの遊休農地や管理放棄された山林などの増加を防ぎ、土地の有効活用に取り組みます・農地の保全活用に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none">・農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます

(2) 海岸環境の保全に取り組みます

市民	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に協力します・干潟など水辺の生態系についての理解を深めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに取り組みます・水辺の美化活動に取り組みます・水辺環境の保全についての啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に協力します・地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します
市	<ul style="list-style-type: none">・市民・市民団体・事業者と協働して、海岸など水辺の美化を進めます・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます

3. 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進

【現状】

国は、「循環経済工程表〔2022（令和4）年9月〕」の中で、2050（令和32）年を見据えて目指すべき循環経済の方向性と2030（令和12）年に向けた施策の方向性として、「経済的側面からは、循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとしながら、循環経済を持続的な取組とし、主流化していくことが不可欠の要素となる。」としています。

そして、「社会的側面から循環経済の取組を推進するに当たっては、地域の循環産業による地域活性化をはじめとする様々な社会的課題の解決といった観点等も念頭におくことが必要である。」としています。

本市の経済環境は、人口減少や社会構造の変化などにより、商業・サービス業をはじめ厳しい状況下にあります。このようなことから、地域の特性・強みを活かした地域産業の活性化、多様化を図る必要があります。

また、厳しい地域経済情勢の中、地域の活性化を図るためには既存企業の成長とあわせて、新規創業を増やすことも重要となっています。

このため、創業に必要な知識の習得をはじめ、創業時の初期費用の負担軽減や創業後のフォローアップなどに取り組む必要があります。

近年、限りある資源の中で次世代へつなぐ持続可能な社会を構築するためには、循環型社会の形成を図っていく必要性が高まっています。

そのような中、循環産業は注目され、今後ますます成長が期待されています。

本市では、環境関連産業として、「大牟田エコタウンプラン」により、これまでの使い捨て社会から資源循環・環境共生型社会への転換を図り、広域的な環境保全と新産業の創出を目的に、循環産業の創出と育成するための取組を進めています。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成を進めます

市民	・ 循環産業への理解を深めます
市民団体	・ 循環産業への理解を深めることに協力します
事業者	・ 循環産業の創出に取り組めます
市	・ 循環産業の創出・育成につながるよう支援します

4. 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進

【現状】

本市は、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現に向け、エコ行動等に対する意識の熟成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。

それらの取組として、本市では、環境学習講座の開催や「こどもエコクラブ」の活動支援、「エコドライブ」の普及促進等を行ってきました。

持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進も重要となっています。

今後も環境配慮型ビジネス・ライフスタイルを促進します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 環境配慮型ビジネススタイルを普及します

市民	・ 環境配慮型のビジネススタイルを進める事業者に協力します
市民団体	・ 環境配慮型のビジネススタイルの普及啓発に取り組みます
事業者	・ 調達や製造、運搬、販売、廃棄物処理等の事業活動の各段階において、環境負荷低減に取り組むビジネススタイルへの変換を進めます ・ 環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスの購入に取り組みます
市	・ 市内中小企業等に対して、脱炭素社会の実現に向けた国等の関連施策等について、情報発信を行います ・ ICT の活用やテレワークの導入など、新たなツールやルールを導入した新しい市役所づくりに取り組み、環境に配慮したビジネススタイルの普及に努めます

(2) 環境配慮型ライフスタイルを普及します

市民	・ 電気やガス、水道、ガソリン使用量等の削減に取り組みます
市民団体	・ 環境配慮型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます
事業者	・ 環境配慮型ライフスタイルを促進できるようなサービス・商品を提供します
市	・ 環境負荷の少ない移動手段への切り替えを誘導し、温室効果ガスの排出抑制及び市民意識の向上を図ります ・ 質の高い住宅が将来にわたって継承されるよう、耐震化やリフォーム等の促進を図ります

第2節 基本方針 2：脱炭素社会への移行 ～地球温暖化防止及び気候変動への適応～



施策の方向

1.再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）

【現状】

脱炭素社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化（化石燃料から非化石燃料への置き換え）、利用エネルギーの転換を進める必要があります。

本市では、新たな産業の創出として、地球環境と調和した再生可能エネルギーに関する施設を集積を進めてきました。バイオマス発電、太陽光発電など多くのエネルギーに関する施設が集積されており、2009（平成21）年8月に経済産業省資源エネルギー庁から次世代エネルギーパークの認定を受けています。

今後も再生可能エネルギーの導入・転換を促進します。

【ゼロカーボンアクション 30】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。

環境省では、家庭部門のCO₂排出量の削減目標の達成を図るべく、以下のカテゴリーごとに、できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション「ゼロカーボンアクション 30」を発信しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 再生可能エネルギーの利用を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの理解を深めます ・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの理解を深めます ・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めます ・ 住宅や事業者等における太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及啓発を進めます

2.省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）

【現状】

脱炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量の削減を進める必要があります。

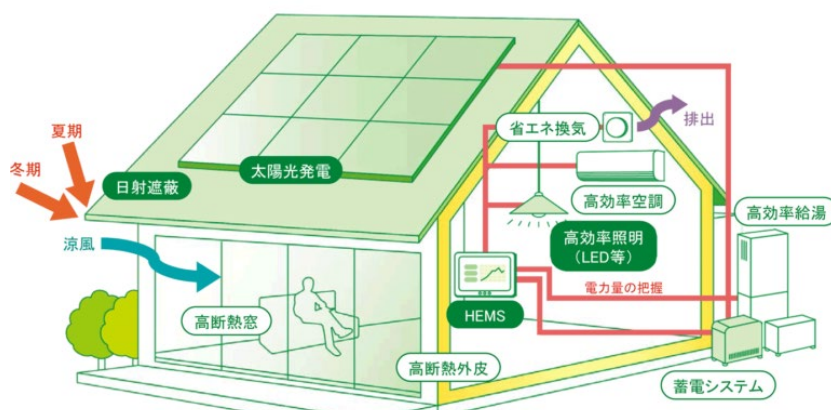
エネルギー消費量の削減に関連する次のような制度などがあります。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に該当する事業者は、「特定事業者」として、年平均1%以上の省エネルギーを行うことが義務付けられることとなっています。また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき市内で長期優良住宅の建築・維持管理をしようとする方は、必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること等の基準を満たすことで、長期優良住宅建築等計画の認定を受けられます。

今後も省エネルギー、省エネ性能向上機器の導入を促進します。

【高効率な省エネ機器とは】

高効率な省エネ機器とは、LED照明やエコキュート（家庭用ヒートポンプ給湯器）、エネファーム（家庭用燃料電池）、蓄電池など、省エネ性能が高い機器・設備のことです。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 省エネルギー、高効率な省エネ機器の導入を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー性能が高い機器への買い替えに努めます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブに取り組みます 住宅の断熱化など、住まいの省エネルギー性能の向上に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー性能が高い機器や設備の導入に取り組みます 省エネルギー型製品の製造・販売・購入に取り組みます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブに取り組みます 物流の効率化に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、高効率な省エネ機器等の普及啓発を進めます 公共施設への省エネルギー性能が高い機器や設備の導入を進めます 長期優良住宅の普及啓発を進めます ゼロカーボン・ドライブやエコドライブの普及啓発に努めます

3.温室効果ガスの排出削減（緩和策）

【現状】

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）の実施に向け、市の基本的な役割として、市民・事業者等への情報提供と活動促進等を図ることが期待されます。

情報提供と活動促進等に関し、次のような制度などがあります。

温対法において、「地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。」としています。

地球温暖化防止活動推進員は、学習会やイベントでの啓発で、地球温暖化対策を進めていくために取り組む地域のメンバーです。

2021（令和3）年度には大牟田・南筑後地区から8人の推進員が委嘱され、地域での活動を行っています。

今後も温室効果ガスの排出削減を目指します。

【～手軽にできる緑のカーテン～】

緑のカーテンは、建物の窓際でゴーヤやアサガオなどのつる性植物をカーテンのように育てて、夏の日差しを和らげる節電対策の一つです。

手軽にできて、花や緑を楽しみながら涼しい夏を過ごすことができます。

窓から入る太陽光を100%とすると、緑のカーテンでは95%カットするといわれています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 脱炭素型のまちづくりを推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動問題とその対策についての理解を深めます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消に協力します ・ 敷地内や地域の緑化に取り組みます ・ 公共交通機関を活用します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動問題やその対策についての啓発活動に取り組みます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消についての普及啓発に取り組みます ・ 地域の緑化活動に取り組みます ・ 公共交通機関の活用についての普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動問題やその対策についての啓発活動に取り組みます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消に協力します ・ 敷地内や地域の緑化活動に取り組みます ・ 公共交通機関の活用に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「立地適正化計画」に基づき、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します ・ 「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます ・ 中小企業の脱炭素化に向けた設備導入を促進します ・ 緑が持つ地表面の高温化防止・改善機能を強化し、都市の緑化形成に努めます ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます ・ 地場農産物や水産物等の地産地消を進めます

4. 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）

【現状】

森林（中山間地域も含む）の土地利用においては、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO₂の吸収や排出が発生します。

本市では、不在地主の増加で、手入れ不足の人工林が増え、土砂災害の発生の危険性が高まっていることから、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理制度に基づく取組を進め、森林整備を推進する方針としています。2020（令和2）年度においては、荒廃した市有林（0.83ha）の間伐等を実施しています。また、2022（令和4）年4月1日時点において、大牟田市民1人当たりの都市公園面積は、約11m²となっています。

今後も都市公園等の適切な維持管理を行い、緑豊かな都市環境の確保に努め、温室効果ガスの吸収源対策を目指します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 森林・都市公園等を保全します

市民	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
市民団体	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
事業者	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
市	・ 森林・都市公園等の緑化及び保全に努めます

5. 気候変動への適応（適応策）

【現状】

地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、短時間強雨の多発などによる農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらします。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制（緩和）に加えて、既に現れている影響や中長期に避けられない影響に対して適応を進めることが必要です。

本市における気候変動への適応の取組は、「自然生態系」、「自然災害」及び「健康」の3分野について行っています。具体的な取組としては、動植物や自然環境のモニタリング、河道や防災調整池の整備、防災訓練・研修会等の実施、防災ハザードマップの作成、熱中症の普及啓発・注意喚起など実施しています。

今後も脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とあわせて、既に現れている気候変動への適応策を推進します。

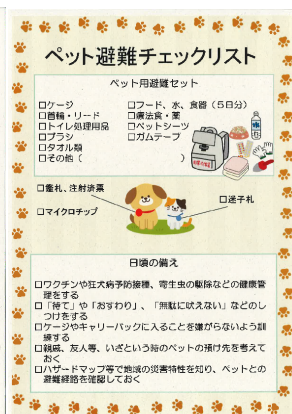
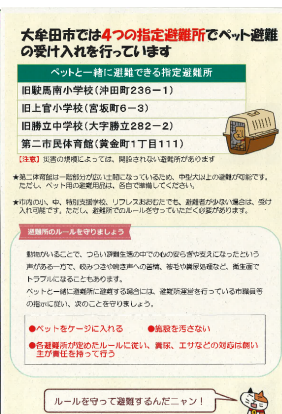
【大牟田市防災ハザードマップ・おむた防災ガイドブック】

土砂災害の警戒区域、河川の浸水想定区域、津波や高潮の浸水想定区域、有明海沿岸の高潮の浸水想定区域を、1冊の「防災ハザードマップ」にまとめ、2020（令和2）年6月に発行しています。自宅や職場がどの災害のときに、どのような危険があるかを確認するための情報が掲載されています。

また、2020（令和2）年7月豪雨の経験と教訓を忘れないために「防災ガイドブック」を2022（令和4）年6月にリニューアルしました。



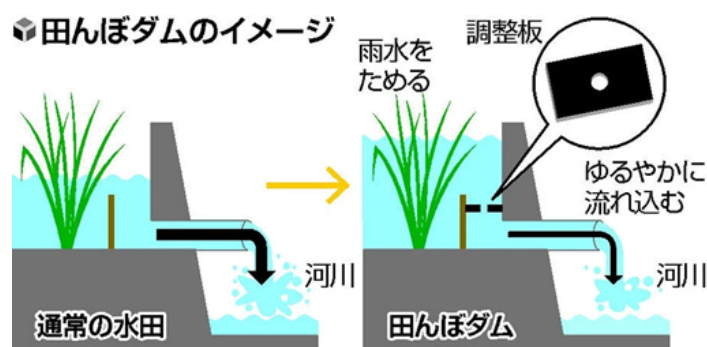
あわせて、災害時に4つの指定避難所で、ペットと一緒に避難できるようになりました。



【生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）】

生態系を活用した防災・減災は、生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方です。

この考えの中には、農地生態系の防災・減災機能として、「田んぼダム」などの水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設を活用した洪水の緩和があります。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 防災・減災に向けた取組を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します ・ 防災ハザードマップ等を通じ、防災知識を深め、早期避難行動の意識を高めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚化する災害に備えるため、地域住民や事業者等を対象に、防災に関する研修会や防災訓練等を実施します ・ 災害時における多様な情報発信手段の整備を推進するとともに、地域住民に対し防災ハザードマップ等を通じた防災知識の普及を行い、早期避難行動の啓発を推進します ・ これまでの本市や福岡県による河川や下水道による治水対策に加え、熊本県や周辺市町、更に企業や市民も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていきます ・ 豪雨による浸水等の災害防止のため、河川や水路等を整備します

(2) 暑熱に対する取組を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のカーテン等、植物を活かした暑さ対策に取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のカーテン等を利用して日陰をつくるなど、暑熱環境に適応したライフスタイルへの転換の普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温多湿になる職場環境については、見直しを進めます ・ 緑のカーテン等を利用して日陰をつくるなど、暑熱環境に適応したビジネススタイルへの転換に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページにて、熱中症予防等に関する情報を広く周知し、市民へ普及啓発を行います ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

第3節 基本方針 3：循環型社会の実現



施策の方向

1. 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進

【現状】

我が国における「食品ロス」は、年間 522 万 t と推計 [2020 (令和 2) 年度推計値：農林水産省・環境省] されており、そのうち家庭からは 247 万 t、事業者からは 275 万 t の食品が捨てられています。

そのような中、令和元年 5 月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においては、消費者・事業者・地方公共団体を含む様々な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされています。

本市においても、食品ロス削減に効果のあるグッズの配布や食品ロス削減月間に合わせ、「広報おおむた」などで食品ロスの現状や対策の情報発信を行うなど、様々な機会を通して、意識啓発に取り組んでいます。

また、事業者に対しても、福岡県が取り組む「食べもの余らせん隊」への登録促進の取組みを進めることで、事業者の食品ロスに対する関心を高めています。

プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進について、2021 (令和 3) 年 6 月に、「プラスチック資源循環推進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

本市でも、燃えるごみとして処理していたプラスチック製容器などをリサイクル品目へ追加し、燃えるごみの減量化に取り組むとともに、より一層のごみのリサイクルを進めています。

今後も持続可能な消費と生産を考えた取組を推進します。

【食べもの余らせん隊(たい)！募集中】

福岡県では、食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等を「食べもの余らせん隊」として登録し、その取組を広く県民の皆さんにお知らせしています。外出時には「注文しすぎない」、お買い物では「買いすぎない」を心がけて、食品ロスを発生させないようにします！



【施策と各主体の主な取組】

(1) ごみの排出抑制を推進します

市民	・必要なものだけを購入し、食品ロスの削減及びごみの発生抑制に取り組めます
市民団体	・食品ロスの削減及びごみの発生抑制に向けた取組の普及・啓発に取り組めます
事業者	・商品の過剰包装を自粛するなど、事業活動に伴い発生するごみの抑制に取り組めます
市	・食品ロスの削減を進めます ・生ごみの減量を進めます

2.資源循環利用の推進

【現状】

本市では、これまで、循環型社会の構築を目指し、3Rを基本としたごみの減量化、資源化を推進することとし、有料指定袋制度や分別品目の追加など、市民・事業者との協働による発生抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの総排出量は大幅に減少しました。

しかし、近年、ごみの総排出量は微減の状況となっており、燃えるごみについては、生ごみや紙類が多く含まれていることから、分別の徹底と指導・啓発の強化等により、さらなる生ごみの減量化と紙類の資源化を図る必要があります。

また、ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。不適正処理に対する継続的な監視・指導等の取組が必要となっています。

今後も資源循環の利用を推進します。

【学校訪問による環境学習の実施】

市の職員が、市内全小学校を訪問し、4年生とその保護者を対象に職員の手作りによる紙芝居やパネルを使い、ごみ処理やし尿処理を通して、環境について学び考える環境学習を行っています。

また、希望する幼稚園・保育園も対象に、幼児向け紙芝居や実物のごみ収集車を使い、園児にでもできる「3R」の行動事例を紹介しながら、市役所職員出前講座を実施しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) ごみの資源化を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 3R への理解を深め、ごみの減量・リサイクルに取り組みます・ コンポストなどごみの資源化・減量化に取り組みます・ 地域資源回収に協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 3R への理解が深まるよう、啓発活動に取り組みます・ 地域資源回収の促進に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 法令等を遵守し、ごみの減量化、再生利用に取り組みます・ 原材料へ再生資源などの活用に取り組みます・ エコマーク商品など環境負荷が少ない製品の製造・販売・購入に取り組みます・ 製造したものの回収・リサイクルに取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none">・ グリーン購入の推進などにより、環境への負荷が少ない製品の普及啓発を進めます・ 公共工事における建設資材や廃材のリサイクル及びリサイクル製品の利用促進を図ります・ 製品プラスチックの分別収集及び資源化に取り組みます・ 紙類のさらなる資源化を進めます

(2) ごみの適正処理を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの適正分別、排出に取り組みます・ 野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの適正な分別と排出マナーについての啓発に取り組みます・ 野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 法令等を遵守し、廃棄物を適正分別し、保管・運搬・処理します・ 野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市	<ul style="list-style-type: none">・ 不法投棄や野焼きなどの対策を進めます

第4節 基本方針 4：自然共生社会の実現



施策の方向

1. 緑地・里山の保全

【現状】

本市では、里山の保全として、里山景観の維持活動、侵入竹の除去・竹林整備活動等にに取り組む活動団体に対して、地域協議会を通じて補助を行い、地域住民、森林所有者等へ支援してきました。ESD活動としては、里地里山ウォークラリー&森林整備体験を進め、次世代の子どもたちへの関心・興味を高めてきました。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境だけでなく、自然資源の供給、良好な景観の観点からも重要な地域であります。しかし、人間活動による手入れや利用がなされない状態が増加することで、生物多様性の低下が懸念されます。今後も緑地・里山の保全を目指します。

【巨木を巡るバスハイク】

本市域の古称「三池」の名前の由来には様々な伝承があります。

本市では、ツガニ伝説がよく知られているところですが、日本最古の歴史書の一つ『日本書紀』には、三池の名前の由来として巨木伝説が記されています。

本市は、この巨木伝説にちなみ、市内の巨木を観察して回ることで身近な自然に親しむ「巨木を巡るバスハイク」を実施しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 里地里山を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山がもつ多面的機能について理解を深めます ・森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します ・農地の保全活用を理解し協力します ・保存指定された樹木や樹林を維持管理します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山がもつ多面的機能についての啓発活動に取り組みます ・森林を守るためのボランティアや農業体験活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林を守るためのボランティア活動を支援します ・農地の保全活用に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます ・パンフレットの作成など、里地里山について啓発を進めます

(2) 地域の緑化を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に取り組みます ・地域の緑化活動に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の緑化活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に取り組みます ・沿道や地域の緑化活動に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全や緑化を推進します ・保存樹・保存林を指定し、良好な緑地を保全します ・開発行為における緑地の確保や整備について指導・啓発を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

(3) 緑とのふれあいを大切にします

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等、緑化の体験活動等に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等、緑地の体験活動等に協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等、緑地の体験活動等に協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全や緑化を推進します ・里地里山等、緑地を活用した自然観察会等の体験活動を進めます ・緑地環境の保全について啓発を進めます

2.水辺の保全

【現状】

本市の臨海部には広大な干潟が見られるほか、有明海には、初島、三池島の人工島があり、丘陵地からは大牟田川をはじめとする河川が市街地をとおり、流れています。

水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、動植物などの生態系にも重要な役割を果たしています。

今後も水辺の保全を目指します。

【ESDにおける環境教育・学習の支援】

本市は、市内の公立小学校等で取り組まれているESDにおいて、環境教育に取り組んでいる学校の支援を行っています。

市の職員や環境活動団体等が講師として、座学や野外学習を行っています。

子どもたちは、学習を通して学んだことについてポスターを作成し、地域に掲示するなどの啓発にも取り組んでいます。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 良好な水辺環境を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に協力します・河川や干潟など水辺の生態系について理解を深めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに取り組みます・水辺の美化活動に取り組みます・水辺環境の保全についての啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・水と親しむ空間づくりに参加・協力します・水辺の美化活動に取り組みます・地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します
市	<ul style="list-style-type: none">・親水護岸など、環境に配慮した河川、水路等の整備を進めます・市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます

(2) 水辺とのふれあいを大切にします

市民	<ul style="list-style-type: none">・水辺の体験活動に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・水辺の体験活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・河川・海岸ボランティアや環境教育・学習など、水辺とのふれ合いの場づくりの支援に取り組みます・水辺の体験活動に協力します
市	<ul style="list-style-type: none">・河川敷や塩性湿地など、水辺の自然観察会などの体験活動を進めます・周辺自治体等と連携して、水辺の環境保全について啓発を進めます

3.生物多様性の保全

【現状】

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、大規模な開発や生活排水の流入等による自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。また、近年では、外国や国内の他地域から持ち込まれる外来種や移入種の影響、さらには地球温暖化の影響などが顕在化してきており、自然環境や生物多様性を保全することは、持続可能な社会を実現する上で極めて重要となっています。

また近年、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」という「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、福岡県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、2021（令和3）年1月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が公布・施行されました。

今後は、ワンヘルスの理念に沿った生物多様性の保全を目指します。

【ワンヘルスとは？】

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。

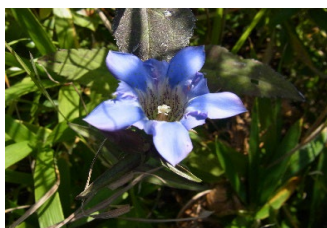
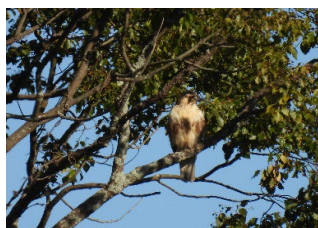


【自然環境調査及び保全】

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、宅地開発や生活排水の流入等の人間活動によって自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。

また、国外や国内の他地域から意図的・非意図的に外来種が導入されることにより、在来種に様々な影響が生じています。

本市では、自然環境の保全を重要な課題の一つと位置づけ、自然環境に関する調査を実施し、自然環境保全の基礎資料としています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 動植物の生息・生育状況の把握を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物や自然環境のモニタリング活動に参加・協力します ・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関して、理解を深めます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査及び啓発活動に参加・協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為や土地利用に関して、自然環境保全への配慮に努めます ・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査及び啓発活動に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念に沿った地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物について情報の収集と提供を進めます ・県や近隣市町と連携し、侵略的外来生物対策を進めます

(2) 貴重な動植物の生息・生育環境を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全に参加・協力します ・自然環境を守る美化活動に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全に取り組みます ・自然環境を守る美化活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全に参加・協力します ・自然環境を守る美化活動に参加・協力します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念について普及啓発を進めます ・開発行為における環境配慮について指導・啓発を進めます ・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます

(3) 生態系サービスの持続可能な利用を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念を踏まえ愛護動物との良い関係をつくれます ・農産物・水産直売所等で、できるだけ地元の食材を購入します ・ボランティア活動や生態系に関する学習に参加・協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山・海岸環境の保全についての啓発活動に取り組みます ・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場の美化活動に参加・協力します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農産物や水産資源等の提供に努めます ・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場の美化活動を支援します
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全について啓発を進めます ・本市の有する自然資源を、他の観光資源と組み合わせるなどして集客力向上が図られるよう、関係機関と連携して検討を進めます

第5節 基本方針 5：景観や文化遺産等の未来への継承



施策の方向

1.景観の保全

【現状】

本市には、本市固有の自然景観、農業景観である、東部の丘陵地から有明海に注ぐ河川沿いの水田や、臨海部の広大な干潟、干拓による農地が存在します。また、明治以降、官営三池炭鉱の誕生や石炭を原料とする化学コンビナートなどにより、炭鉱のまちとして発展してきたことから、市内には炭鉱関連施設が数多く残っており、これらの施設が織りなす炭鉱景観や工場景観も本市固有の景観です。

今後は、今ある様々な景観資源を活かすことや、周囲の自然や歴史的な建造物と新しい建築物等が調和した景観を守り育てる仕組みの構築に取り組んでいく必要がありますので、今後も景観の保全を目指します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します

市民	・ 空き地や空き家等を適正に管理します
市民団体	・ 空き地や空き家等の活用に取り組みます ・ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に取り組みます
事業者	・ 空き地や空き家等を適正に管理します ・ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に取り組みます
市	・ 「景観計画」に基づき、良好な景観資源を守り育てる取組を総合的かつ計画的に進めます ・ 放置自転車・違法駐車対策等の普及啓発を進めます

(2) まちの美化活動を推進します

市民	・ ポイ捨てや落書きなどをせず、まちの美化活動に参加・協力します
市民団体	・ 市民・事業者・市と協働して、まちの美化活動に取り組みます
事業者	・ 地域貢献活動の一環として、まちの美化活動に取り組みます ・ 法令等を遵守して、廃棄物を適正処理します ・ 所有施設や所有地を適正に管理します
市	・ 市民・市民団体・事業者と協働して、まちの美化を進めます

2.歴史・文化遺産の保護

【現状】

本市において、三池炭鉱関連資産は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として2015（平成27）年度に世界文化遺産に登録されました。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財は、市制100周年記念事業の一環として作成している市史を活用することで、より理解を深めてもらう取組を行っています。

本市は、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有しています。

文化施設は、人々の居場所となり社会参加のきっかけや出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。

そのため、世代間交流やコミュニティ活動の活性化に利用を進めており、今後も歴史・文化遺産の保護を目指します。

【三池炭鉱関連資産】

本市は、三池炭鉱の発展の推移とともに激動の歴史を積み重ねてきたまちです。この歴史の積み重ねを今に伝えているのが、市内に残されている近代化産業遺産です。

これら市内に残されている近代化産業遺産を保存し継承することにより、建造物や機械設備など形あるものの変遷や歴史だけでなく、その歴史にまつわる人々の想いや、様々な出来事と育まれた文化を後世に語り継いでいくことになります。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

市民	・ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深めます
市民団体	・ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深める啓発活動に取り組みます ・ 地域の伝統や文化を守る担い手の育成に取り組みます
事業者	・ 地域の伝統や文化を守る担い手の育成に協力します
市	・ 歴史・文化的価値の高い地域資源について、啓発を進めます ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、文化財の保護・保全を進めます ・ 地域の伝統芸能や伝統行事の継承と保全を進めます

第6節 基本方針 6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成



施策の方向

1.大気環境の保全

【現状】

本市では、大気汚染防止法に基づき、環境基準が設定されている大気汚染物質等について、市内4か所（国設大牟田・新地・七浦・橋）で常時監視しています。

環境基準の達成状況としては、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等は基準値を満たしているものの、光化学オキシダントについては、超過する結果となっています。

本市の大気環境については、“大牟田市大気環境常時監視システム”でリアルタイム情報を確認できるようになっています。

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の継続的な監視を行います。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 大気環境の継続的な監視を進めます

市民	・大気環境に関心を持ちます
市民団体	・大気環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・大気環境の監視・調査に協力します
市	・大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況や有害大気汚染物質による汚染状況を把握します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます

(2) 事業活動にともなう大気の汚染を防止します

市民	・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません ・敷地内や地域の緑化活動に参加・協力します
市民団体	・野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます ・地域の緑化活動に取り組みます
事業者	・法令等を遵守し、大気汚染を防止します ・施設や設備の適正管理により、大気汚染物質の排出量を削減します ・敷地内や地域の緑化活動に取り組みます
市	・発生源の監視・指導を徹底し、監視・測定結果の公表と情報共有を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

(3) 交通にともなう大気汚染を防止します

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車や公共交通機関・自転車など、環境負荷が少ない移動手段を利用します ・ エコドライブに取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車や公共交通機関・自転車の利用など、環境負荷が少ない移動手段の普及啓発に取り組みます ・ エコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車の導入や公共交通機関・自転車による通勤など、環境負荷が少ない移動手段を活用します ・ エコドライブに取り組みます ・ 物流の効率化に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車へ電動車の導入を進めます ・ 電動車の普及啓発を進めます ・ エコドライブの普及啓発を進めます ・ 「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます

2.水環境の保全

【現状】

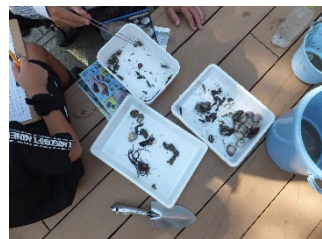
河川の水環境については、生活環境項目 5 項目（pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数）を、4 水系 7 河川で計 9 カ所の測定を行っています。環境基準の達成状況としては、全項目で基準値を満たしています。

今後も水環境の保全を目指します。

【水環境保全の取組】

本市を流れる諏訪川^{すわがわ}は、本市のほか熊本県の南関町^{なんかん}、荒尾市^{あらお}を流れる市内最大の河川です。

熊本県側では関川^{せきかわ}と呼ばれています。流域の南関町^{なんかん}、荒尾市^{あらお}、大牟田市では、「関川・諏訪川流域会議」を設置し、「生物教室」や「干潟の観察会」などを行い、流域住民への啓発と水環境の保全に取り組んでいます。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 水環境の継続的な監視を進めます

市民	・水環境に関心を持ちます ・水環境の保全活動に参加・協力します
市民団体	・水環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます ・水環境の保全に取り組みます
事業者	・水環境の監視・調査に協力します ・水環境の保全活動に取り組みます
市	・水環境の監視を行い、環境基準の達成状況や汚染状況を把握します ・監視・測定結果を公表し、情報共有を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、水環境保全活動を進めます

(2) 事業活動にともなう水環境の汚濁を防止します

市民	・水環境に関心を持ちます
市民団体	・水環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます ・土壌汚染を防ぐための啓発活動に取り組みます
事業者	・法令等の遵守や施設や設備の適正管理により、水質汚濁・土壌汚染を防止します ・水環境の保全活動に取り組みます
市	・発生源の監視・指導を徹底し、監視・測定結果の公表とし情報共有を進めます ・水質汚濁、土壌汚染を防ぐための啓発を進めるとともに、汚染の解消を図ります

3.騒音・振動及び悪臭対策

【現状】

騒音については、「騒音規制法（昭和43年法律第98号）」第18条に基づき、自動車騒音の状況を調査しています。一部の地域では、基準値を超過していますが、概ね環境基準値以下となっている状況です。悪臭は、休養や睡眠など日常生活の妨げとなる身近な問題であり、騒音・振動同様に近隣住民とのトラブルにもなっています。

これらの総合的負荷軽減を進めることで、静かで暮らしやすいまちをめざします。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 騒音の継続的な監視を進めます

市民	・騒音に関心を持ちます
市民団体	・騒音に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・騒音・振動の監視・調査に協力します
市	・騒音・振動の監視を行い、環境基準の達成状況を把握します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます

(2) 事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動及び悪臭調査に協力します
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動及び悪臭調査に協力します ・騒音・振動及び悪臭に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の遵守や施設や設備の適正管理により、騒音・振動、悪臭を防止します ・住工混在地域での近隣への環境配慮に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や建設作業など、発生源の監視・指導を徹底します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます ・公共施設において、施設や設備の適正管理により騒音・振動、悪臭を防止します ・住工混在地域における近隣への環境配慮について、啓発や指導を進めます

(3) 暮らしにともなう快適な音環境やかおり環境づくりを進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音環境やかおり環境などが感じられる住みよい地域づくりに取り組みます ・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音環境やかおり環境などが感じられる住みよい地域づくりに取り組みます ・野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した商品やサービスを提供します ・良好な音環境、かおり環境などを妨げないようにします ・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な音環境、かおり環境などの対策に取り組みます

(4) 交通にともなう騒音・振動対策を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブに取り組みます
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブに取り組みます ・物流の効率化に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの普及啓発を進めます ・公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます

4.化学物質等への対応

【現状】

日常生活や事業活動では多くの化学物質が使われています。

これらの化学物質は、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われず、事故が起きれば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

化学物質とうまくつきあっていくためには、その情報収集・管理・提供を行い、その環境リスクについての理解を深めることが重要です。

今後も化学物質等への対応を推進します。

【施策と各主体の主な取組】

(1) 化学物質の適正使用・適正管理を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 化学物質について、正しく理解します・ 殺虫剤や家庭用除草剤等を適正に使用します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・ 化学物質について、正しい知識の普及啓発に取り組みます・ 殺虫剤や家庭用除草剤等の適正使用・管理についての啓発活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 災害・事故時における化学物質の流出・飛散防止に取り組みます・ 指定化学物質等の管理状況について、市に情報の提供をします・ 化学物質について、正しい情報の普及啓発に取り組みます・ 薬剤や廃棄物を適正利用・処理します
市	<ul style="list-style-type: none">・ PRTR 制度の活用等により、化学物質の把握を進めます・ 化学物質について、正しい情報の普及啓発を進めます・ 化学物質や農薬等の適正使用・管理について啓発を進めます

5.生活排水対策

【現状】

本市における公共下水道及び浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、2021（令和3）年度末で82.1%と、全国平均92.6%、福岡県平均93.9%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活排水に対する市民・事業者等の理解を得ることが重要です。

今後も生活排水対策を推進します。



本市では、「子どもたちに美しい川や海を残すために」令和4年度から5年間、生活排水対策として、水洗化促進キャンペーンを行っています。

キャンペーン期間中は、公共下水道・浄化槽の切り替え促進や街頭啓発、水洗化相談会等の各種関連イベントを実施しています。



【施策と各主体の主な取組】

(1) 生活排水対策による水質の汚濁を防止します

市民	<ul style="list-style-type: none">・生活排水対策に取り組みます・公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理を行います・家庭菜園などで使う農薬・化学肥料を適正に使用します
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・生活排水対策についての啓発活動に取り組みます・水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます
事業者	<ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した商品やサービスを提供します・公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理を行います・水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます
市	<ul style="list-style-type: none">・「生活排水処理基本計画」を進めます・発生源の指導・啓発を進めます・水洗化促進キャンペーンを実施し、広報啓発や普及促進を重点的に進めます